

確定申告

スマホでできる、来場不要のe-Tax (国税電子申告) や郵送申告を！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、多くの人を訪れる確定申告会場に向かなくても、自宅などで確定申告書を作成できます。作成した申告書は、e-Taxで電子申告、または印刷して郵送で提出してください。e-Taxの利用には、マイナンバーカードと対応するスマートフォンなどが必要ですが、事前に税務署窓口などで手続き

し「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの場合は、e-Taxが利用できます(ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードを取得してください)。\*ご不明なことは、電話での問合せの前に、ぜひ国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。



問合せ●e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (TEL0570・01・5901)

市民税・県民税の申告および簡易な所得税の申告相談

毎年、申告期間中は多くの人々が来場するため、大変混雑します。令和5年分(令和6年度)の申告は、極力来庁を控え、e-Tax(国税電子申告)や郵送申告をご利用ください。こしは、以下の日程で申告相談を受け付けますが、混雑緩和のため、前年と同様、細分化した地区割り、整理券

配布による受付時間の割り振りを実施します。混雑時には待ち時間が長くなる場合がありますが、ご協力をお願いします。\*持ち物など、詳しくは市報2月号に掲載します。

日時・場所

整理券配布や受付場所が2月と3月で異なりますので、ご注意ください。  
 受付時間 午前9時～午後4時  
 受付場所 2月=本庁舎1階ロビー、3月=ゆめぼると前  
 場所・日程・受付地域 2月13日(火)～3月15日(金)のうち、下表のとおり

場所	日程	受付地域
市役所本庁舎5階 大会議室	2月 13日(火)・14日(水)	上ノ原・上野台・大原
	15日(木)・16日(金)	川崎・北野・滝・中丸・花ノ木・福岡・元福岡
	19日(月)・20日(火)	上福岡・福岡武蔵野・中ノ島・中福岡
	21日(水)・22日(木)	新田・築地・仲・西原・福岡中央・富士見台・松山・本新田
	26日(月)・27日(火)	池上・霞ヶ丘・駒西・駒林・駒林元町・新駒林・水宮
	28日(水)・29日(木)	西・福岡新田・丸山・南台・谷田・清見・長宮
(大井総合支所2階) ゆめぼると前	3月 4日(月)・5日(火)	亀久保
	6日(水)・7日(木)	鶴ヶ岡・鶴ヶ舞・西鶴ヶ岡・緑ヶ丘
	8日(金)・11日(月)	大井中央・大井武蔵野・東久保・ふじみ野
	12日(火)・13日(水)	市沢・うれし野・苗間・旭
	14日(木)・15日(金)	大井・桜ヶ丘
	9日(土)	地域指定無し (例年大変混雑します)

●確定申告書用紙の配布  
 申告に必要な用紙は、1月23日(火)～3月15日(金)に市役所本庁舎と大井総合支所で配布します(土・日曜日・祝日を除く。市役所本庁舎は2月17日(土)、大井総合支所は3月9日(土)も配布)。

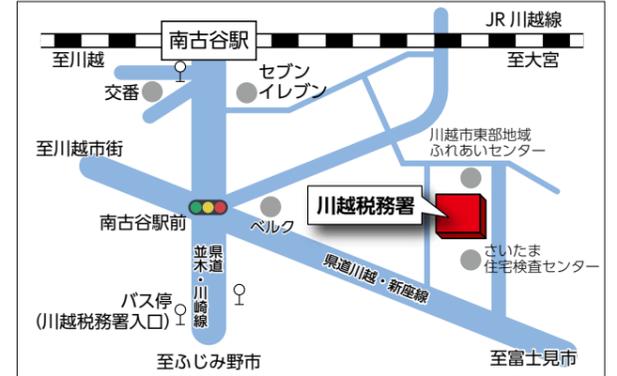
問合せ●税務課 (TEL049・262・9011) \*所得税については川越税務署 (TEL049・235・9411) へお問い合わせください。

確定申告

川越税務署から確定申告のお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

期間 2月16日(金)～3月15日(金)  
 \*2月25日(日)以外の土・日曜日、祝日を除く。  
 受付時間 午前8時30分～午後4時(午前9時から相談開始。提出は午後5時まで) \*混雑状況次第で早期受付終了あり。  
 場所 川越税務署(川越市大字並木452・2)  
 \*西武バス「川越税務署入口」停留所から徒歩6分、またはJR川越線南古谷駅から徒歩7分。



●来場時のお願い  
 ・駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。  
 ・入場は、国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券または当日配布の入場整理券が必要です。  
 ・入場整理券の配布終了や会場が混雑した場合、日時を変更して再来場をお願いすることがあります。  
 ・スマートフォンをお持ちの場合は、基本的にスマートフォンを利用して申告できます。マイナンバーカードとパスワード(①数字4桁および②英数字6桁～16桁)をお持ちください。



事業者の皆さん、10月1日よりインボイス制度が開始しました

インボイス発行事業者の登録を受けている事業者の人は、申告が必要です。制度に関する一般的なご相談は、次のとおりです。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。	チャットボット 質問を入力すると24時間自動で対応  ▲チャットボット	タックスアンサー よくある税の質問を調べられます  ▲タックスアンサー	インボイスコールセンター TEL0120・205・553(無料) 受付時間 平日 午前9時～午後5時  ▲インボイス制度特設サイト
---	--	--	---

問合せ●川越税務署 (TEL049・235・9411 自動音声案内)

所得控除

障害者控除に該当する対象者の認定

●認定書の交付を受けることで、  
**障害者控除または特別障害者控除の対象になる人**  
 対象 65歳以上で、令和5年12月31日時点で市の介護保険の要介護認定を受け右表の要件のいずれかに該当する人  
 申請方法 介護保険被保険者証(写し可)と本人確認書類(写真有りは1点、写真無しは2点)を窓口を持参する  
 ※約10日で認定書か非該当通知書を申請者に発送します。  
 ※次のいずれかに該当する人は、認定書の交付を受ける必要はありません。①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている②原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による認定を受けている。  
 ※申請は申告対象年の翌年1月4日から受け付けます。

区分	要件
障害者控除	認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ a Ⅲ b 認定調査票の障害高齢者の日常生活自立度がB1かB2 要介護状態区分が要介護2か3
特別障害者控除	認定調査票と主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度が共にB2以上で、その状態が6か月以上継続していると認められる人 市在宅要介護高齢者介護手当支給条例に規定する「在宅要介護高齢者」の認定を受けている人 認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度がⅣかⅤ 認定調査票の障害高齢者の日常生活自立度がC1かC2 要介護状態区分が要介護4か5

※いずれの要件も介護保険法による要介護認定にかかもの。

申込先●高齢福祉課 (TEL049・262・9038)

医療費助成

こども医療費の助成対象年齢を18歳年度末まで拡大

令和6年4月1日診療分より、ふじみ野市こども医療費の助成対象者を、入院・通院ともに「中学校就学の終期に達するまでの者」から「18歳年度末まで」に拡大します。詳しくは市ホームページをご覧ください。



新たに助成対象の人

市内在住で健康保険に加入している平成18年4月2日～平成20年4月1日生まれの児童は、医療費の助成を受けるために申請が必要です。

ただし、児童が生活保護を受けている、重度心身障害者医療・ひとり親家庭等医療を受けている、児童福祉施設などに入所している、里親委託されている場合は対象外です。

新たに助成対象となる人へ1月上旬から順次お知らせを郵送しますのでご覧いただき、申請をしてください。

申請方法 原則、電子申請による

※電子申請以外の方法を希望する場合は、市ホームページから登録申請書をダウンロードし、子育て支援課もしくは大井総合支所市民総合窓口の窓口か郵送(〒356-8501福岡1・1・1)で申請する。

必要書類 ①対象児童が加入している健康保険証  
 ②申請者名義の振込先口座が分かるもの

申請期間 1月10日(水)～2月16日(金)

受給資格証 3月下旬郵送

※申請がないと受給資格証の発行ができません。申請期限内までに申請ができない場合は問合せ下さい。



すでに助成対象の人

平成20年4月2日以降生まれの児童は、すでにこども医療費の助成が実施されているため、申請は不要です。

現在お持ちの受給資格証の有効期間を延長するため、新しい受給資格証を郵送します。

発送時期 (1)平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童=3月下旬  
 (2)平成21年4月2日以降に生まれた児童=4月下旬



問合せ●子育て支援課 (TEL049・262・9041)

軽減制度

産前産後期間の国民健康保険税軽減制度が始まります

ことし1月から、出産の事実など必要な事項が確認できた場合に、産前産後期間相当分の国民健康保険税が軽減されます。必要書類を持参し届け出てください。



対象 国民健康保険被保険者で、令和5年11月1日以降に出産予定(又は出産)の人

※妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産、人工妊娠中絶の場合も含む)。

軽減内容 その年度に納める保険税の所得割額と均等割額を月割りした額(月額)

軽減月 出産予定月(又は出産月)の前月～4カ月分

※多胎妊娠の場合は、出産予定月(又は出産月)の3カ月前～6カ月前が軽減されます。

届出方法 届出書(受付窓口か、市ホームページで配布)

必要書類を添えて保険・年金課か大井総合支所市民総合窓口課で届け出る

必要書類 ①届出書(受付窓口か、市ホームページで配布)

②本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など顔写真付きのもの)

③母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類



問合せ●保険・年金課 (TEL049・262・9039)

意見募集

パブリック・コメントを実施します

①ふじみ野市水道ビジョン・水道事業経営戦略



②ふじみ野市下水道事業経営戦略

市水道事業および市下水道事業では、経営基盤の強化、健全化を図るための中長期的な計画に基づき事業を運営しています。

計画策定からそれぞれ5年程度が経過したため、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえて改定を行います。

このたび、新たな計画案を作成しましたので、パブリックコメントを実施します。

募集期間 1月10日(水)～2月8日(水) (必着)

公開場所 申込先、市役所本庁舎1階資料閲覧コーナー、大井総合支所1階情報公開コーナー、出張所、ステラ・イースト、ステラ・ウェスト、上福岡西公民館、各図書館、市民交流プラザ(フクトピア)、市ホームページ

意見を出せる人 市内在住・在勤・在学、市内に事業所・事務所を有する団体・法人、市に対し納税義務を有する人、利害関係のある人



提出方法 意見提出用紙(公開場所で配布)に①住所②氏名③電話番号を記載の上、申込先に郵送(〒356・8501ふじみ野市福岡1・1・1)かファクス、メール、持参または、公開場所に設置している意見募集箱に投函する、もしくは電子申請で申し込む

音声データ 視覚に障がいがある人を対象に、案文を録音したカセットテープを貸し出しています。希望者は広報広聴課 (TEL049・262・9003) へご連絡ください。

〒 上下水道課(市役所第2庁舎1階、FAX049・261・0479、  
 ✉ suido-gyomu@city.fujimino.saitama.jp)

問合せ●上下水道課 (TEL049・220・2076)

事務所移転

ふじみ野市社会福祉協議会大井支所、ふくし総合相談センターにじいろが大井総合支所1階へ移転します

ふじみ野市社会福祉協議会大井支所は大井総合福祉センター4階から、ふくし総合相談センターにじいろは介護予防センター2階から移転します。

2つの事務所が一緒になり、今後も市の地域福祉の推進を図るとともに住みよい街づくりを進めてまいります。

●移転先の大井総合支所

移転日

1月15日(月)



新住所 〒356・8555

大井中央1・1・1

市役所大井総合支所1階

新電話番号・ファクス番号

●ふじみ野市社会福祉協議会大井支所

TEL049・266・1981

●生活支援体制整備事業

TEL049・266・6882

●ふくし総合相談センターにじいろ

TEL049・264・7204

●ファクス共通

FAX049・266・1907

問合せ●①ふじみ野市社会福祉協議会 (TEL049・266・1981)、

②ふくし総合相談センターにじいろ (TEL049・265・6300)

※1月15日(月)以降は新しい電話番号へお問い合わせください。